



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（総合情報政策課）…………… 1
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 1

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年4月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 RPAライセンス及びRPAライセンス管理サーバ等の賃貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部総合情報政策課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和2年4月2日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目17番21号
- 5 落札金額 26,689,740円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和2年2月21日

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和2年4月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年2月21日
  - (2) 商号名 有限会社アドバイス
  - (3) 代表者名 砂川榮三
  - (4) 所在地 那覇市安謝2丁目3番9号ハウスNTY3A
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第13310号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和2年1月22日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年2月21日
  - (2) 商号名 三恵組
  - (3) 代表者名 平良恵昇

- (4) 所在地 豊見城市字根差部640番地11  
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第299号  
 (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
 (7) 処分の原因となった事実 令和2年1月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和2年2月21日  
 (2) 商号名 有限会社フロンティア都市開発  
 (3) 代表者名 比嘉豊  
 (4) 所在地 浦添市内間四丁目26番11号  
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第9194号  
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
 (7) 処分の原因となった事実 令和2年1月30日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和2年2月21日  
 (2) 商号名 有限会社奥間重機土木  
 (3) 代表者名 奥間政暁  
 (4) 所在地 うるま市字赤野934番地1  
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第4235号  
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
 (7) 処分の原因となった事実 令和2年1月31日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和2年2月21日  
 (2) 商号名 兼善建設  
 (3) 代表者名 田場兼善  
 (4) 所在地 東村字有銘27番地4  
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第5677号  
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
 (7) 処分の原因となった事実 令和2年1月31日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和2年2月21日  
 (2) 商号名 有限会社大武建設  
 (3) 代表者名 上里昌子  
 (4) 所在地 宮古島市伊良部字前里添284番地1  
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第8406号  
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
 (7) 処分の原因となった事実 令和2年1月31日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。

<p>発行所                  沖縄県総務部                  総務私学課                  電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課(文書法規班印刷室)                  〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
--	---